五　その他の教育費

は、その端数を四捨五入する。）とする。

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B \times C \times \frac{65.522}{A}$$

算式の符号

［略］

C　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a \,/\, 0.734 - b) \,/\, c \times 12}{565.761}$$

a／0.734に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（a／0.734－b）／c×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

2　私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」（平成二十七年三月三十一日付内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「全国総合システム事務連絡」という。）に基づいて内閣府に報告された平成三十年四月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

3　私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成三十年内閣府告示第四十四号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保

五　その他の教育費

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B \times C \times \frac{64.297}{A}$$

算式の符号

［同左］

C　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a \,/\, 0.725 - b) \,/\, c \times 12}{455.027}$$

a／0.725に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（a／0.725－b）／c×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

2　私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」（平成二十七年三月三十一日付内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「全国総合システム事務連絡」という。）に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

3　私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成二十九年内閣府告示第五百二十四号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型